

## 昭和三十九年政令第百八十八号

中小企業退職金共済法施行令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十四条第一項第三号及び第五十九条の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十四年政令第二百三十二号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（退職金共済契約による退職金の額）

第一条 中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第十条第一項第一号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（以下「区分掛金納付月数」という。）に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合については、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）とする。

法第十条第二項第二号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額とする。

法第十条第二項第三号イ（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、区分掛金納付月数に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額とする。

（退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率）

第二条 法第十二条第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる分割支給期間の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 五年 千分の五十一に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

（退職金共済契約解除時に共済契約者の申出により解約手当金相当額が引き渡される制度）

二 十年 千分の二十六に厚生労働大臣の定めは、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金

二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金

三 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度

（過去勤務掛金の額の算定に係る率）

第四条 法第二十八条第一項の政令で定める率は、過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率とする。

第五条 法第二十九条第一項第二号の政令で定めた数は、同号の過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月の場合は四十八・三、六十月の場合は六十一・五とする。

第六条 法第二十九条第二項第二号ロの政令で定める率は、過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ別表第四の下欄に定める率とする。（過去勤務掛金の算定に係る率）

第七条 法第二十九条第二項第二号ハの政令で定める利率は、年一パーセントとする。

（退職金共済事業を行う団体から退職金相当額の受入れをした場合の退職金の額の算定に係る金の額の算定に係る利率）

第八条 法第三十条第二項第二号イの政令で定める利率は、年一パーセントとする。

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）

第九条 法第三十一条の二第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。第七項各号列記以外の部分及び第九項において同じ。）の政令で定める金額は、廃止団体に法第三十一条第一項の規定により引き渡された金額及び所得税法施行令第七十三条第八号ハの規定により引き渡された金額とする。

法第三十一条の二第二項の政令で定める額は、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れられた受入金額に係る退職金の額の算定に係る利率

（過去勤務掛金の額の算定に係る率）

第十条 法第三十一条の二第七項の政令で定める率は、年一パーセントとする。

（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）

第十一条 法第三十一条の三第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に応じ別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十一条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れられた受入金額に係る退職金共済契約の被共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額

（元利合計額）

法第三十一条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れられた受入金額に係る退職金共済契約の被共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額

（元利合計額）

法第三十一条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れられた受入金額に係る退職金共済契約の被共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額

（元利合計額）

4 法第三十一条の二第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5 法第三十二条の二第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

6 法第三十二条の二第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第三十二条の二第九項第一項若しくは第二項又は第三十二条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 元利合計額

7 法第三十二条の二第九項第一項若しくは第二項又は第三十二条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額

二 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十二条第二項第一号に規定する計算後残余額

三 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十二条第二項第一号に規定する計算後残余額

四 法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

一 法第三十二条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第七項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する元利合計額

二 法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

三 法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

四 法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。

（元利合計額）

法第三十二条第二項の政令で定める月数に応じ別表第一の式により定まる金額とする。



乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が前条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、前条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。  
(特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数)

4 定業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額（次項及び第五項において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数（次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。）が二十四月に者が法第四十三条第一項第一号又は第二号に該当するときは、二十二月。第一号又は第二号に該当するときは、二十二月。

2 定まる金額のうち、同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰り入れられた金額（付録第三において「繰入金額」という）を超えない範囲内において該定まる金額の算定の基礎とされた月数が最大となるものとする。

法第五十四条に規定する場合に係る退職金共済契約の被共済者（以下この条において「多力支<sup>モリ</sup>者」という。）は、寺三重井

の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該繰入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。以下この条において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

該當するときは、十二月第一号及び次項における退職金の額は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

**（一）重複支給者**（といひう）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数を加えた月数（第九項第一号において「合算月数」という。）が十二月以上となる者に関する法第五十五条第四項の規定によりその後によることとされる同条第

6  
前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

た数を乗じて得た額と同額の金額として同条の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第九等の下欄に定める金額に応する別表第九等の上欄に定める月数とす  
る。

えた月数（以下この号において「合算月数」という）が二十四月末満である場合 移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、第十二条第一項の適用を適用した場合に得るもしくは負うもしくは支拂うべき費用を算定する場合

教給に係る追贈金の支給については法第十一条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に付す。

職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項並びに第三十条第二項の規定並びにこの条第五項の規定にかかわらず、法第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に計算後残余

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等)  
**第十五条** 法第五十五条第二項の政令で定める金額は、被共済者の掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額に、当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛け金月額（次項及び第四項第一号において「移動特時特定業種掛け金額」という。）を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、同条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛け金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額（前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛け金の総額に計算後残余額を加算して得た額）通算後特定業種掛け金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛け金の総額に計算後残余額を加算して得た額

の規定の適用については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から第一項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数分遡った月において同日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「みななし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、該日までは加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月まで各月分の掛金が当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該移動被共済者に係る掛け金額（第九項第一号において「移動時掛け金月額」という。）に相当する額の掛け金月額により納付されたものとみなす。

額を加算した額とする。  
前項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

掛金納付月数（法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛け金（以下この項において「みなし納付掛け金」という。）に係る掛け金納付月数を含む。次項及び第十一項において同じ。）が二十四月（退職が死亡による場合にあつては、十二月。以下この条において同じ。）未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十一条第二

法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十二条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

金の総額に計算後残余額を加算して得た額が第十二条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、第十二条第一項及びこの条第三項の規定にかわらず、当該加算して得た額とする。  
(特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合における掛け金納付月数への通算に係る金額等)

4 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、次各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 合算月数が二十四ヶ月未満である場合 移動時掛金月額を掛け金月額とし、合算月数を区分金納付月数として、去第十条第二項第一号

3 法第五十五条第一項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、第十二条第一項の規定にかかるらず、同項の規定により算定した額に、特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、第十三条第三項各号に掲げる特

**第十六条** 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の政令で定める金額は、被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数（付録第三において「各月数」という。）に応じ別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第三の式により

を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、法第十条第一項ただし書き及び第二項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定した額に、法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰入れのあつた日の属する月

持全額を支給する場合、(一)該金額の規定が適用の場合に得られる額(その額が第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛け金(みなし納付掛け金を除く。次号及び次項において同じ。)の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加

算して得た額)に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が法第十条第二項の規定又はこの条第五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者(次項において「調整被共済者」という。)による退職金及び解約手当金の額は、これらの規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合又は調整被共済者である場合における退職金及び解約手当金の額は、前四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合 第九項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額(法第三十条第二項第二号に規定する計算後受入金額をいう。次号において同じ。)を加算して得た額

二 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、調整被共済者である場合 前項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額を加算して得た額

三 厚生労働省令の委任 第十七条 第十三条及び前二条に定めるもののはか、特定業種退職金共済契約の被共済者が他の特定業種退職金共済契約又は退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合及び退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における退職金及び解約手当金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(教育公務員の範囲)

第十八条 法第六十九条の四第三項の政令で定める教育公務員は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)とする。

(財形住宅債券の形式)  
第十九条 財形住宅債券は、無記名利札付きとする。

(財形住宅債券の発行の方法)  
第二十条 財形住宅債券の発行は、募集の方法による。

(財形住宅債券申込証)  
第二十一条 財形住宅債券の募集に応じようとする者は、財形住宅債券申込証にその引き受けようとする財形住宅債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(社債、株式等の振替に関する法律)  
第二十二条 法律第七十五号。以下「社債等振替法」といふ。

(財形住宅債券申込証)  
第二十三条 財形住宅債券の応募総額が財形住宅債券の総額に達しないときでも財形住宅債券を成立させる旨を財形住宅債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて財形住宅債券の総額とする。

(財形住宅債券の払込み)  
第二十四条 財形住宅債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各財形住宅債券についに規定の適用があるときは、この限りでない。

(債券の発行)  
第二十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

(財形住宅債券原簿)  
第二十六条 機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

(財形住宅債券の年月日)  
第二十七条 財形住宅債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、財形住宅債券の数及び番号)は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(財形住宅債券原簿)  
第二十八条 機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

(運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約)  
第二十九条 法第七十七条第一項第三号の政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約のうち、機構がその投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

(基本方針の趣旨の提示を必要としない保険料の払込み)  
第三十条 法第七十八条第三項の政令で定める保険料の払込みは、当該保険料の払込みに係る契約の全部において保険業法(平成七年法律第五号)第百六条第一項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定期率が定められたものとする。

(保険料の払込み)  
第三十一条 法第八十六条第三項の政令で定める國土交通大臣の職権は、同条第一項の規定により読み替えて適用する法第十条第五項並びに法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条及び第五十五条第一項第一号に規定する職権とする。

(国土交通大臣の職権の委任)  
第三十二条 法第八十六条第三項の政令で定める國土交通大臣の職権は、同条第一項の規定により読み替えて適用する法第十条第五項並びに法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条及び第五十五条第一項第一号に規定する職権とする。

(利札が欠けている場合)  
第三十三条 法第七十九条第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第三十四条 利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)  
第三十五条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第三十六条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第三十七条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第三十八条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第三十九条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(財形住宅債券の発行の認可)  
第四十条 機構は、法第七十五条の二第一項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 第二十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 財形住宅債券の募集の方法

四 財形住宅債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載した額とする。

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする財形住宅債券申込証でその全額の払込みをさせなければならぬ。

二 財形住宅債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 財形住宅債券の引受けの見込みを記載した書面

(運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約)  
第四十一条 法第七十八条第三項の政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約のうち、機構がその投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

(基本方針の趣旨の提示を必要としない保険料の払込み)  
第四十二条 法第八十六条第三項の政令で定める保険料の払込みは、当該保険料の払込みに係る契約の全部において保険業法(平成七年法律第五号)第百六条第一項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定期率が定められたものとする。

(保険料の払込み)  
第四十三条 法第八十六条第三項の政令で定める國土交通大臣の職権は、同条第一項の規定により読み替えて適用する法第十条第五項並びに法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条及び第五十五条第一項第一号に規定する職権とする。

(国土交通大臣の職権の委任)  
第四十四条 利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)  
第四十五条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第四十六条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第四十七条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第四十八条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第四十九条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十一条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十二条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十三条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十四条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十五条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十六条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十七条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十八条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第五十九条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十一条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十二条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十三条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十四条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十五条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十六条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十七条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十八条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第六十九条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第七十条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第七十一条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

(利札が欠けている場合)  
第七十二条 第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和四五年五月一日政令第一  
八号)**

- この政令中、第一条の規定及び次項の規定は、公布の日から、第二条の規定及び附則第三項の規定は昭和四十五年十二月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第三条及び別表第一の規定は、第一条の規定の施行の日以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、同日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。
- 第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第三条及び別表第一の規定は、第二条の規定の施行の日以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、同日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年十一月一日から施行する。

2 (退職金に関する経過措置)

この政令の施行の日（以下「施行日」といいう。）前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

3 八百円未満の特定業種掛金月額（改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」といいう。）第三条第二号に規定する特定業種掛金月額をいう。）により掛け金が納付されたことのある特定業種退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（同条ただし書の規定に該当する特定業種退職金の額は、同条本文の規定にかかる限り、各号により計算して得た金額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）の合算額とする。）の十八百円以下の特定業種掛け金月額について、その十円ごとに、掛け金の納付があつた月数（その月数の算定については、新令第一の中欄に定める金額の八十分の一の金額（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛け金の納付があつた日数のうちに当該被共済者に係るものがあるときは、掛け金の納付があつた日数に応じ同表の中欄に定める金額に基づき掛け金の納付があつた日数のうちに当該被共済者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛け金の納付があつた日数に応じ同表の中欄に定めた

があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛け金の納付があつた月数に応じ同表の中欄に定める金額の八分の一の金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額）。ただし、特定業種掛け金月額の変更があり、かつ、変更後の特定業種掛け金月額による掛け金の納付があつた月数を通算して二十四ヶ月未満であるときは、当該変更後の特定業種掛け金月額のうち八百円から変更前の特定業種掛け金月額に相当する額を差し引いて得た額に対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た額（被共済者が移動した場合における引渡し金額等に関する経過措置）

二 八百円を超える特定業種掛け金月額について、その十円ごとに、掛け金の納付があつた月

数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額（当該納付があつた月数が二十四ヶ月未満の場合には、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た金額（被共済者が昭和四十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日以前に退職した場合又は同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（退職金に関する経過措置）

**第二条 改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。**

**第三条 施行日前の日について特定業種退職金共済契約に基づき掛け金が納付されたことのある被**

**共済者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（新令第三条ただし書の規定に該当する退職金については、これを除く。）に係る退職金の額は、同条本文の規定にかかる限り、各号により計算して得た金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）の合算額とする。**

**（特例被共済者が移動した場合における合算額に関する経過措置）**

**5 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十号）附則第五条第一項に規定する特例被共済者に係る新令第五条第一項の合算額は、同項の規定にかかる限り、各号により計算して得た金額を合算して得た額とし、当該合算して得た額が同項の合算額に達しない場合は、この限りでない。**

**一 施行日から昭和五十年十二月一日までの期間（以下「暫定期間」という。）内における特例被共済者に係る掛け金月額の増加がなければ、その十円ごとに、掛け金の納付があつた月数（この月数の算定については、新令第一の中欄に定めたものとした場合における掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の中欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める金額**

**が、九十分の十）の金額**

**二 千二百円を超える特定業種掛け金月額について、その十円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十 分の一の金額（特定業種掛け金月額の変更があつた場合において、掛け金の納付があつた月数が二十四ヶ月未満であるとき（特定業種掛け金納付月数が二十四ヶ月未満である場合を除く。）は、その十円ごとに、十円に当該掛け金の納付があつた月数を乗じて得た金額）**

**は、九十分の十）の金額**

**三一千二百円以下の特定業種掛け金月額について、その十円ごとに、掛け金の納付があつた月**

**数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十 分の一の金額（特定業種掛け金月額の変更があつた場合において、掛け金の納付があつた月**

**数が二十四ヶ月未満であるとき（特定業種掛け金納付月数が二十四ヶ月未満である場合を除く。）は、その十円ごとに、十円に当該掛け金の納付があつた月数を乗じて得た金額）**

**が、九十分の十）の金額**

**（特例被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛け金が納付されたことのある被共済者であつて、施行日以後に同項の乙特定業種に係る特定業種退**

**法第八十三条の二第一項の甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛け金が納付されたことのある被共済者であつた者であつて、施行日以後に同項の乙特定業種に係る特定業種退**

**法第八十三条の二第一項の甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛け金が納付されたことのある被共済者となり、その者につい**

て中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和五十六年政令第二百九十七号）第一条の規定による改正後の新令（以下「昭和五十六年政令第二百九十七号による改正後の新令」といいう。）第三条の二第一項に規定する繰入金額の繰入れが行われたものに対する前条の規定の適用については、同条第一号イ中「新令別表第一」とあるのは「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十六号）による改正後の新令（以下「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令」といいう。）別表第一（当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）（当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）」とあるのは「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十六号）による改正後の新令（以下「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令」といいう。）別表第一（当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）」とあるのは「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十六号）による改正後の新令（以下「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令」といいう。）別表第一（当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）」と、同号ロ中「施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

2 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号）による改正後の中小企業退職金共済法第八十三条の二第一項の甲特定業種に係る特定業種掛金退職金共済契約に基づき施行日以後の日について掛け金が納付されたことのない者にあつては昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、同号ロ中「施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

3 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号）による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、「同条第一項の甲特定業種掛金退職金共済契約に基づき施行日以後の日について掛け金が納付されたことのない者にあつては昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

2 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年改正正法附則第五条第一項の規定により計算して得た額を超える掛金月額による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

3 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年改正正法附則第五条第一項の規定により計算して得た額を超える掛金月額による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

4 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後昭和五十六年四月一日前に効力が生じた退職金共済契約（過去勤務掛け金が納付されたことのあるものに限る。）の被共済者であつた者であつて、特定業種退職金共済契約の被共済者となつたものに関する新令第五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは「中小企业退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十一條の二第一項の申出をした日」と、「掛け金納付月数が六十月以上であるときは、掛け金納付月数」とあるのは「当該掛け金納付月数」とする。

5 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後昭和五十六年四月一日前に効力が生じた退職金共済契約（過去勤務掛け金が納付されたことのあるものに限る。）の被共済者であつた者であつて、特定業種退職金共済契約の被共済者となつたものに関する新令第五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは「中小企业退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十一條の二第一項の申出をした日」と、「掛け金納付月数」とあるのは「当該掛け金納付月数」とする。

6 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛け金納付月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

7 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛け金納付月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

8 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛け金納付月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

9 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛け金納付月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。

10 第四条 新令第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三百二十六号による改正後の新令第三百二十六号による改正後の新令別表第一）と、「同号ロ中「施行日前の期間に係る掛け金納付月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一月数」である。



同令による改正前の第三条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合については、同令による改正前の別表第二。以下の条において同じ。)及び「と、「別表第一等の」とあるのは「別表第一の」とする。

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるものは、労働省令で定める。

**附 則** (平成三年二月五日政令第一四号)

**第一条** この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成三年四月一日から施行する。(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等に関する経過措置)

**第二条** 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第四条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第三条** 新令第六条の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第四条** 新令第七条の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(平成二年改正法附則第四条第一項第二号の算定期方法)

**第五条** 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号。以下「平成二年法律」とい

る。)により計算して得た金額の合算額

イ 掛金納付月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額

ロ 三千円を超える掛金月額について、その各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該各号に定める額が納付されたほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、労働省令で定める。

**附 則** (平成三年二月五日政令第一四号)

**第一条** この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等に関する経過措置)

**第二条** 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第四条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第三条** 新令第六条の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(特定業種退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第四条** 新令第七条の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(平成二年改正法附則第四条第一項第二号の算定期方法)

**第五条** 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号。以下「平成二年法律」とい

る。)により計算して得た金額の合算額

イ 掛金納付月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額

ロ 三千円を超える掛金月額について、その各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該各号に定める額が納付されたほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、労働省令で定める。

**附 則** (平成三年二月五日政令第一四号)

**第一条** この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等に関する経過措置)

**第二条** 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第四条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第三条** 新令第六条の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(特定業種退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第四条** 新令第七条の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(平成二年改正法附則第四条第一項第二号の算定期方法)

**第五条** 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号。以下「平成二年法律」とい

る。)により計算して得た金額の合算額

イ 掛金納付月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額

ロ 三千円を超える掛金月額について、その各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該各号に定める額が納付されたほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、労働省令で定める。

**附 則** (平成三年二月五日政令第一四号)

**第一条** この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等に関する経過措置)

**第二条** 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第四条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第三条** 新令第六条の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(特定業種退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の引渡し金額、通算月数等に関する経過措置)

**第四条** 新令第七条の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(平成二年改正法附則第四条第一項第二号の算定期方法)

**第五条** 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号。以下「平成二年法律」とい

額」という。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日前である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額の合算額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

イ 退職金相当額が附則第六条第一項第一号の規定の例により算定した額である場合 掛金月額及び過去勤務通算月額(千二百円を超える掛金月額及び過去勤務通算月額にあっては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに当該区分に係る掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に応じ附別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額である場合

ロ 退職金相当額が附則第六条第一項第二号の規定の例により算定した額である場合 掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあっては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに当該区分に係る掛金の納付があつた月数に応じ附別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額の十二分の一の金額

二 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日以後である場合 掛金納付月数(退職金相当額が附則第六条第一項第一号の規定の例により算定した額である場合における掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数)に応じ附別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額

平成二年改正法附則第四条第三項第三号ロに規定する退職金共済契約に係る解約手当金の額のうち同号ロ(1)の規定による額の算定については、前項の規定の例による。

(労働省令への委任)

**第九条** 平成二年改正法の施行の日前に効力を生じた退職金共済契約に係る退職金及び解約手当金のうち昭和六十一年十二月一日前に効力を生じた退職金共済契約に係る退職金納付月数と同日以後に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算して支給することとなる退職

金及び解約手当金の額を算定する場合における附則第五条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、労働省令で定める。

**第十条** 平成二年改正法による改正後の中小企業(過去勤務期間を通算した場合の退職金等に関する経過措置)被共済者であつて、同項第一号に規定する応当する日が平成二年改正法の施行の日前の日である者に対する同号(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、同項第一号中「第十条第二項」とあるのは、「第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」として同項」とする。

												月数 金額	附則別表
一八月	一七月	一六月	一五月	一四月	一三月	一二月	一一月	一〇月	九月	八月	七月		
円二二、二〇〇	円二二〇、一〇〇	円一八、〇〇〇	円一六、二〇〇	円一四、四〇〇	円一二、六〇〇	円一〇、八〇〇	円一〇、一〇〇	円一〇	円九、〇〇〇	円八、〇〇〇	円七、〇〇〇	一、〇〇〇円	
円七、四〇〇	円六、七〇〇	円六、〇〇〇	円五、四〇〇	円四、八〇〇	円二〇〇	円三、六〇〇	円一	円一	円一	円一	円一	一、〇〇〇円	
円一八、〇〇〇	円一七、〇〇〇	円一六、〇〇〇	円一五、〇〇〇	円一四、〇〇〇	円一三、〇〇〇	円一二、〇〇〇	円一一、〇〇〇	円一〇、〇〇〇	円九、〇〇〇	円八、〇〇〇	円七、〇〇〇	一、〇〇〇円	

												月数 金額	附則別表
四〇月	三九月	三八月	三七月	三六月	三五月	三四月	三三月	三二月	三〇月	二九月	二八月		
○円一二二、五三	○円一九、四六	○円一六、四〇	○円一三、三四	○円一〇、二七	○円一〇五、〇〇	○円一〇二、〇〇	○円九九、〇〇	○円九六、〇〇	○円九三、〇〇	○円八七、〇〇	○円八四、〇〇	一、〇〇〇円	
○円四〇、〇〇〇	○円三九、〇〇〇	○円三八、〇〇〇	○円三七、〇〇〇	○円三六、〇〇〇	○円三五、〇〇〇	○円三四、〇〇〇	○円三三、〇〇〇	○円三二、〇〇〇	○円三一、〇〇〇	○円二九、〇〇〇	○円二八、〇〇〇	一、〇〇〇円	
円四〇、〇〇〇	円三九、〇〇〇	円三八、〇〇〇	円三七、〇〇〇	円三六、〇〇〇	円三五、〇〇〇	円三四、〇〇〇	円三三、〇〇〇	円三二、〇〇〇	円三一、〇〇〇	円二九、〇〇〇	円二八、〇〇〇	一、〇〇〇円	

												月数 金額	附則別表
六二月	六一月	六〇月	五九月	五八月	五七月	五六月	五五月	五四月	五三月	五一月	五〇月		
○円二二〇、八五	○円二一六、五七	○円二一二、二八	○円二〇七、九九	○円二〇三、七〇	○円一九九、四一	○円一九五、一二	○円一九〇、八三	○円一八六、五五	○円一八一、九五	○円一七二、七六	○円一七七、八六	一、〇〇〇円	
○円七二、一〇	○円七七〇、七〇	○円六九、三〇	○円六七、九〇	○円六六、五〇	○円六六、五〇	○円六六、五〇	○円六六、五〇	○円六六、五〇	○円六六、五〇	○円五九、四〇	○円五四、八〇	一、〇〇〇円	
円七〇、七〇〇	円六九、三〇〇	円六七、九〇〇	円六六、五〇〇	円五六、二〇	円五四、七〇	一、〇〇〇円							

六三月	二三五、一四	七三、五〇	七二、〇〇〇	八四月	八三月	八二月	八一月	八〇月	七九月	七八月	七七月	七六月	七五月	七四月	七三月	七二月	七一月	七〇月	六九月	六八月	六七月	六六月	六五月	六四月	六三月	
○円	○円	三三六、三三	三三一、七四	○円	○円	三三〇、七一	三一五、二〇	三〇九、六九	三〇四、四五	二九八、六六	二九三、四五	二八八、二四	二八三、〇四	二七八、八三	二七七、四一〇	二七二、六二	二六七、四一	二五六、五一	二五七、六一	二四五、七一	二四五、九一	二四二、九一	二三八、七二	二三三、七一	二二九、四三	二二五、一四
○円	○円	一〇六、三三	一〇八、三四	一〇六、五	一〇六、七	一〇四、三三	一〇五、二〇	一〇九、六九	一〇九、九〇	一〇九、七一	一〇九、五七	一〇九、四一	一〇九、二四	一〇九、一〇	一〇九、〇九	一〇九、八〇	一〇九、七〇	一〇九、六〇	一〇九、五九	一〇九、四九	一〇九、三九	一〇九、二九	一〇九、一九	一〇九、〇九	一〇九、九〇	
○円	○円	一〇六、三三	一〇八、三三	一〇六、五	一〇六、七	一〇四、三三	一〇五、二〇	一〇九、六九	一〇九、九〇	一〇九、七一	一〇九、五七	一〇九、四一	一〇九、二四	一〇九、一〇	一〇九、〇九	一〇九、八〇	一〇九、七〇	一〇九、六〇	一〇九、五九	一〇九、四九	一〇九、三九	一〇九、二九	一〇九、一九	一〇九、〇九	一〇九、九〇	
○円	○円	一〇六、三三	一〇八、三三	一〇六、五	一〇六、七	一〇四、三三	一〇五、二〇	一〇九、六九	一〇九、九〇	一〇九、七一	一〇九、五七	一〇九、四一	一〇九、二四	一〇九、一〇	一〇九、〇九	一〇九、八〇	一〇九、七〇	一〇九、六〇	一〇九、五九	一〇九、四九	一〇九、三九	一〇九、二九	一〇九、一九	一〇九、〇九	一〇九、九〇	

月一七二	月一七一	月一七〇	月一六九	月一六八	月一六七	月一六六	月一六五	月一六四	月一六三	月一六二	月一六一	月一五九	月一五八	月一五七	月一五六	月一五五	月一五四	月一五三	月一五二	月一五一
○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円
九七八、五四	九六九、七七	九五二、四五	九三四、六七	九二五、九〇	九一七、一三	九〇八、三五	九二九、五八	九一九、五八	九〇八、二二	九一七、二六	九〇八、三八、一七	八四六、九四	八五六、七一	八四六、九四	八三八、一五	八二九、三九	八二〇、六二	二五六、三九	二五六、三九	二四八、三〇
三一二、三	三〇九、五	三〇六、七	三〇三、九	二九八、三	二九五、五	二九一、四	二八九、九	二九五、七	二九一、四	二八七、一	二八九、三	二七八、七	二七五、九〇	二七三、一〇	二六七、六〇	二六四、九〇	二五六、七	二五六、七	二四八、四〇	二四八、三〇
三〇六、一〇	三〇三、三	三〇〇、六〇	三〇〇、六	二九七、八〇	二九五、一〇	二九二、三〇	二九一、六〇	二九〇、六〇	二八九、六〇	二八六、八〇	二八一、四〇	二七八、一〇	二七五、九〇	二七三、一〇	二六七、六〇	二六四、九〇	二五六、七	二五六、七	二四八、四〇	二四八、三〇
月一九四	月一九三	月一九二	月一九一	月一九〇	月一八九	月一八八	月一八七	月一八六	月一八五	月一八四	月一八三	月一八二	月一八一	月一八〇	月一七八九	月一七八六	月一七八五	月一七八四	月一七八三	月一七八二
六三〇円	二三〇円	二三一、一五六、七五	一、一四七、一	一、一三八、一	一、一二九、五七〇円	一、一二〇、五七〇円	一、一一一、三九〇円	一、一一〇、三二〇円	一、一一〇、三一〇円	一、一一〇、三〇〇円	一、一一〇、二九〇円	一、一一〇、二八〇円	一、一一〇、二七〇円	一、一一〇、二六〇円	一、一一〇、二五〇円	一、一一〇、二四〇円	一、一一〇、二三〇円	一、一一〇、二二〇円	一、一一〇、二一〇円	一、一一〇、二〇〇円
三七五、二	三七五、二	三六九、三	三六六、四	三六三、五	三六〇、六	三五七、六	三五四、七	三四五、九	三四五、八	三四五、九〇	三三四、九〇									
〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
月二二六	月二二五	月二二四	月二二三	月二二二	月二二一	月二二〇	月二二九	月二二八	月二二七	月二二六	月二二五	月二二四	月二二三	月二二二	月二二一	月二二〇	月二二九	月二二八	月二二七	月二二六
七七〇円	一、三九二、一	一、三八二、一	一、三七二、一	一、三六一、一	一、三五二、一	一、三四一、一	一、三三一、一	一、三二一、一	一、三一〇、九九〇円	一、三〇〇、九九〇円	一、二九〇円	一、二八〇円	一、二七〇円	一、二六〇円	一、二五〇円	一、二四〇円	一、二三〇円	一、二二〇円	一、二一〇円	一、二〇〇円
四〇四、五	四〇四、五	四三七、九	四三四、六	四三一、三	四二八、〇	四二四、八	四二二、六	四二一、六	四一九、四〇円	四一八、三〇円	四一七、二〇円	四一六、一〇円	四一五、九〇円	四一四、八〇円	四一三、七〇円	四一二、六〇円	四一一、五〇円	四〇九、四〇円	四〇八、三〇円	四〇七、二〇円
四三五、六〇	四三五、六〇	四二九、一〇	四二五、九〇	四二二、七〇	四二一、四〇円	四二〇、三〇円	四一九、四〇円	四一八、三〇円	四一七、二〇円	四一六、一〇円	四一五、九〇円	四一四、八〇円	四一三、七〇円	四一二、六〇円	四一一、五〇円	四〇九、四〇円	四〇八、三〇円	四〇七、二〇円	四〇六、一〇円	四〇五、四〇円
月二三八	月二三七	月二三六	月二三五	月二三四	月二三三	月二三二	月二三一	月二三〇	月二二九	月二二八	月二二七	月二二六	月二二五	月二二四	月二二三	月二二二	月二二一	月二二〇	月二二九	月二二八
三五〇円	一、六三四、	七五〇円	一、六二二、	一、六一、一	一、五六九、	一、五九九、	一、五八八、	一、五七七、	一、五六六、	一、五四四、	一、五四三、	一、五四二、	一、四五九、	一、四五八、	一、四五七、	一、四五六、	一、四五五、	一、四五四、	一、四五三、	一、四五二、
五二一、六	五一七、九	五一四、二	五一〇、六	五一〇、五	五一〇、四	五一〇、三	五一〇、二	五一〇、一	五一〇、〇	四五九、八〇円	四五九、七〇円	四五九、六〇円	四五九、五〇円	四五九、四〇円	四五九、三〇円	四五九、二〇円	四五九、一〇円	四五九、〇〇円	四五八、九〇円	四五八、八〇円
五一、二〇	五五〇七、五〇	五五〇三、九〇	五五〇〇、四〇	四五九六、三〇円	四五九三、三〇円	四五八九、八〇円	四五八九、七〇円	四五八九、六〇円	四五八九、五〇円	四五八九、四〇円	四五八九、三〇円	四五八九、二〇円	四五八九、一〇円	四五八九、〇〇円	四五七九、九〇円	四五七九、八〇円	四五七九、七〇円	四五七九、六〇円	四五七九、五〇円	四五七九、四〇円

月二六〇	月二五九	月二五八	月二五七	月二五六	月二五四	月二五三	月二五二	月二四五〇	月二四六	月二四七	月二四八	月二四九	月二四五	月二四四	月二四三	月二四二	月二四一	月二四〇	月二三九
一九〇円	三〇〇円	一、九〇三、	一、八九〇	一、八六四、	一、八五二、	一、八三九、	一、八二七、	一、八〇円	一、七九〇、	一、七五三、	一、七二八、	一、七〇円	一、七一七、	一、六九三、	一、六八一、	一、六五七、	一、六四〇円	一、六三九、	
〇〇〇円	六〇〇円	六〇〇三、	五九九、	五九五、	五八七、	五八三、	五七八、	五〇円	五七九、	五六七、	五四八、	五〇円	五五九、	五四〇、	五四〇、	五三六、	五三〇円	五二九、	五一四、
〇円	五九五、	五九一、	二〇	五八七、	五七九、	五五七、	五三〇円	五〇円	五五六、	五六七、	五六〇	五〇円	五五六、	五四四、	五四〇、	五四〇、	五二五、	五二九、	五一八、

月二八二	月二八一	月二八〇	月二七九	月二七八	月二七七	月二七六	月二七五	月二七四	月二七三	月二七二	月二七一	月二七〇	月二六九	月二六八	月二六七	月二六六	月二六五	月二六四	月二六二	
四二〇円	三二〇円	二、二〇二、	二、一七八、	二、一七四、	二、一四六、	二、一三一、	二、一一七、	二、一〇四、	二、〇六二、	二、〇五九、	二、〇五八、	二、〇五七、	二、〇五六、	二、〇五五、	二、〇五四、	二、〇五三、	二、〇五二、	二、〇五一、	二、〇五〇、	
〇〇円	七〇二、	九〇一、	六九八、	六九三、	六八九、	六八四、	六八〇、	六七五、	六六七、	六六二、	六六一、	六六〇	六五三、	六四五、	六四〇、	六三二、	六二八、	六二四、	六一九、	
〇円	六七八八、	六八〇、	〇〇円	六六七五、	六六六、	六六二、	六六〇	六六一、	六六〇	六六〇										

月三〇四	月三〇三	月三〇二	月三〇一	月三〇〇	月二九九	月二九八	月二九七	月二九六	月二九五	月二九四	月二九三	月二九二	月二九一	月二九〇	月二八九	月二八八	月二八七	月二八六	月二八五
四九〇円	五一〇円	五二、五〇一、	五三〇円	八七〇円	二、四八七、	二、四七二、	五三〇円	一八〇円	二、四四一、	二、四二五、	二、三九五、	三六四、	二、三四九、	二、三一九、	二、三〇円	八四〇円	二、二七五、	二、二六〇円	八三〇円
〇〇円	八〇〇九、	〇〇円	八〇〇四、	一〇	七九九、	七九四、	七八九、	七〇円	七七八四、	七七四、	七六九、	七〇円	七五九、	七四五、	七〇円	七三〇、	七二六、	七一二、	七〇円
〇円	七九三、	〇〇円	七七八八、	〇〇円	七七八三、	七七八一、	七七八二、	七〇円	七六八、	七六三、	七五八、	七〇円	七五三、	七四四、	七〇円	七三九、	七二五、	七一六、	七〇円

月三二六	月三二五	月三三四	月三三三	月三三二	月三二二	月三二一	月三二〇	月三一九	月三一八	月三一七	月三一六	月三一五	月三一四	月三一三	月三一二	月三一〇	月三〇九	月三〇八	月三〇七	
一七〇円	二、九〇六、	三一〇円	二、八八八、	七六〇円	二、八五三、	二、八三五、	六七〇円	四三〇円	二、八〇一、	二、七八三、	二、七六六、	二、七四九、	二、七三二、	二、六九二、	二、六六五、	二、六三三、	二、五六七、	二、五五〇円	二、五〇円	
〇〇円	九二七、	九二〇円	九一六、	九一〇、	九〇九、	九〇五、	九〇四、	八九九、	八九四、	八九〇円	八八八、	八八〇円	八七七、	八六六、	八五六、	八四五、	八三五、	八二四、	八一四、	
〇円	九〇九、	〇〇円	九〇九〇三、	四〇	八九〇七、	九〇九〇九、	九〇九〇九、	八九〇円	八八六、	八八〇円	八七六、	八七〇円	八六五、	八六〇円	八五六、	八四五、	八三五、	八二四、	八一九、	八〇円



月四三六	月四三五	月四三四	月四三三	月四三二	月四三〇	月四二九	月四二八	月四二七	月四二六	月四二五	月四二四	月四二三	月四二二	月四二一	月四二〇	月四一九	月四一八	月四一七	月四一六	月四一五	
○三〇円	四五八八、	四五八八、	四五八七、	四五八六、	四五八五、	四五八四、	四五八三、	四五八二、	四五八一、	四五八〇円	四五七九、	四五七八、	四五七七、	四五七六、	四五七五、	四五七四、	四五七三、	四五七二、	四五七一、	四五七〇円	
五〇〇円	一、七五一、	一、七四一、	一、七三二、	一、六九七、	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	
五〇〇円	一、七一六、	一、七〇七、	一、六八八、	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	
月四五八	月四五七	月四五六	月四五五	月四五四	月四五三	月四五二	月四五一	月四五〇	月四五九	月四五八	月四五七	月四五六	月四五五	月四五四	月四五三	月四五二	月四五一	月四五〇	月四五九	月四五八	
一五〇円	六三〇円	六三〇円	一〇〇円	八九〇円	八九〇円	六七〇円	六七〇円	八七〇円	八七〇円	八七〇円	八七〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	
九〇〇円	一、九七五、	一、九六五、	一、九五四、	九〇〇円	九〇〇円	三〇〇円	一、九三三、	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	
四〇〇円	一、九三六、	一、九二五、	一、九一五、	〇〇〇円	〇〇〇円	六〇〇円	一、九〇五、	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	
月四八〇	月四七九	月四七八	月四七七	月四七六	月四七五	月四七四	月四七三	月四七二	月四七一	月四七〇	月四六九	月四六八	月四六七	月四六六	月四六五	月四六四	月四六三	月四六二	月四六一	月四六〇	
八六〇円	五七〇円	六、九七三、	二九〇円	三二〇円	六、八九九、	六八〇円	三四〇円	六六、八二五、	六六、七八八、	〇二〇円	六四〇円	六七〇円	六六、七一五、	六六、六四三、	六六、五七二、	六六、五〇七、	六六、五三六、	六六、四六六、	六六、三九六、	六六、二九二、	
七〇〇円	二、一二五、	八〇〇円	九〇〇円	二、二一三、	二、一九〇、	一〇〇円	三〇〇円	二、一七八、	二、一六六、	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	二、一五四、	二、一四三、	二、一三一、	二、一〇八、	二、〇八六、	二、〇七五、	二、〇六六、	二、〇五五、	
二〇〇円	二、一八一、	五〇〇円	九〇〇円	二、一六九、	二、一五七、	三〇〇円	一〇〇円	二、一三四、	二、一一三、	三〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	二、一一一、	二、一二三、	二、一〇九、	二、〇九九、	二、〇八九、	二、〇七九、	二、〇六九、	二、〇五八、	
月五〇二	月五〇一	月五〇〇	月四九九	月四九八	月四九七	月四九六	月四九五	月四九四	月四九三	月四九二	月四九一	月四九〇	月四八九	月四八八	月四八七	月四八六	月四八五	月四八四	月四八三	月四八二	
九三〇円	九三七、	二五〇円	八九〇円	七、八〇三、	七、七二〇、	五三〇円	四九〇円	七、六七九、	七、六七八、	七五〇円	〇二〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
七〇〇円	二、五〇三、	四〇〇円	二、四九〇、	二、四四〇、	二、四二七、	二〇〇円	七〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	二、四〇一、	二、四〇一、	二、三八九、	二、三七六、	二、三六三、	二、三五八、	二、三三五、	二、二八九、	二、二四〇、
六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	二、四一四、	二、四一四、	二、三八九、	二、三七六、	二、三六三、	二、三五八、	二、三三五、	二、二八九、	二、二四〇、





一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月

二二一月	六二八、	六七〇円
二二二月	六三三、	三三〇円
二二三月	六三八、	〇〇〇円
二二四月	六四二、	六七〇円
二二五月	六四七、	五五〇円
二二六月	六五二、	〇〇〇円
二二七月	六五六、	八〇〇円
二二八月	六六一、	六〇〇円
二二九月	六六六、	四〇〇円
二二十月	六七一、	二〇〇円
二二十一月	六七六、	〇〇〇円
二二二月	六八〇、	八〇〇円
二二三月	六八五、	六〇〇円
二二四月	六九〇、	五三〇円
二二五月	六九五、	四七〇円
二二六月	六九九、	四〇〇円
二二七月	七〇〇、	三三〇円
二二八月	七〇五、	三〇〇円
二二九月	七〇九、	二七〇円
二二十月	七一〇、	四〇〇円
二二十一月	七一五、	四七〇円
二二二月	七二〇、	五三〇円
二二三月	七二五、	六〇〇円
二二四月	七三〇、	六七〇円
二二五月	七三五、	七三〇円
二二六月	七四〇、	九三〇円
二二七月	七四五、	三三〇円
二二八月	七五六、	一三〇円
二二九月	七六一、	七三〇円
二二十月	七六六、	九三〇円
二二十一月	七七二、	二七〇円
二二二月	七七七、	六〇〇円
二二三月	七八三、	九三〇円
二二四月	七八八、	二七〇円
二二五月	七八九、	六〇〇円
二二六月	七八九、	九〇〇円
二二七月	七八九、	三三〇円
二二八月	七八九、	八〇〇円
二二九月	八〇一、	八七〇円
二二十月	八〇四、	四〇〇円
二二十一月	八一二、	三三〇円
二二二月	八二六、	八〇〇円
二二三月	八三七、	六〇〇円
二二四月	八三二、	〇〇〇円
二二五月	八四三、	二〇〇円
二二六月	八四八、	九三〇円
二二七月	八四八、	九三〇円

二六八月	八五四、六七〇円	六四、一〇〇円
二六九月	八六六、一三〇円	六四、五三〇円
二七〇月	八六六、四〇〇円	六四、九六〇円
二七一月	八七一、八七〇円	六五、三九〇円
二七二月	八七七、七三〇円	六五、八三〇円
二七三月	八八三、六〇〇円	六六、二七〇円
二七四月	八八九、四七〇円	六六、七一〇円
二七五月	八九五、三三〇円	六七、一五〇円
二七六月	九〇一、二〇〇円	六七、五九〇円
二七七月	九〇七、二〇〇円	六八、〇四〇円
二七八月	九一三、二〇〇円	六八、四九〇円
二七九月	九一九、二〇〇円	六八、九四〇円
二七八〇月	九二五、二〇〇円	六九、三九〇円
二七八一月	九三一、二〇〇円	六九、八四〇円
二七八二月	九三七、二〇〇円	七〇、二九〇円
二七八三月	九四三、三三〇円	七〇、七五〇円
二七八四月	九四九、四七〇円	七一、二一〇円
二七八五月	九四五、六〇〇円	七一、六七〇円
二七八六月	九六一、八七〇円	七二、一四〇円
二七八七月	九六八、一三〇円	七二、六一〇円
二七八八月	九七四、四〇〇円	七三、〇八〇円
二七八九月	九八〇、六七〇円	七三、五五〇円
二九〇月	九八七、〇七〇円	七四、〇三〇円
二九一月	九九三、四七〇円	七四、五二〇円
二九二月	九九九、八七〇円	七四、九九〇円
二九三月	一、〇〇六、二七〇	七五、四七〇円
二九四月	一、〇一二、六七〇	七五、九五〇円
二九五月	一、〇一九、二〇〇	七六、四四〇円
二九六月	一、〇二五、七三〇	七六、九三〇円
二九七月	一、〇三八、八〇〇	七七、四二〇円
二九八月	一、〇三一、二七〇	七七、九一〇円
三〇〇月	一、〇四五、三三〇	七八、四〇〇円
三〇一月	一、〇五八、六七〇	七九、四〇〇円

三〇二月	一、〇六五、三三〇	七九、九〇〇円
三〇三月	一、〇七二、一三〇	八〇、四二〇円
三〇四月	一、〇七八、九三〇	八〇、九二〇円
三〇五月	一、〇八五、七三〇	八一、四三〇円
三〇六月	一、〇九二、五三〇	八一、九四〇円
三〇七月	一、〇九九、四七〇	八一、四六〇円
三〇八月	一、一〇六、四〇〇	八二、九八〇円
三〇九月	一、一一三、三三〇	八三、五〇〇円
三一〇月	一、一二〇、二七〇	八四、〇二〇円
三一一月	一、一二七、三三〇	八四、五五〇円
三一二月	一、一三四、四〇〇	八五、〇八〇円
三二二月	一、一四八、五三〇	八六、一四〇円
三二五月	一、一五五、七三〇	八六、六八〇円
三二三月	一、一四一、四七〇	八五、六一〇円
三二四月	一、一四八、五三〇	八六、一四〇円
三二六月	一、一六二、九三〇	八七、二三〇円
三二七月	一、一七〇、一三〇	八七、七六〇円
三二八月	一、一七七、三三〇	八八、三〇〇円
三二九月	一、一八四、六七〇	八八、八五〇円
三二〇月	一、一九二、〇〇〇	八九、四〇〇円
三二一月	一、一九九、三三〇	八九、九五〇円
三二二月	一、二〇六、六七〇	九〇、五〇〇円
三二三月	一、二一四、一三〇	九一、〇六〇円

三四五月	円 一、二二一、六〇〇九一、六二〇円	三四六月	円 一、三九五、四七〇一〇四、六六〇円	三六八月	円 一、五八八、八〇〇一一九、一六〇円	三六九月	円 一、五九八、二三〇二一九、八六〇円	三九二月	円 一、八二一、五三〇一三五、九四〇円	三九一月	円 一、八〇三、八七〇一三五、二九〇円
三四五月	円 一、二三九、二〇〇九二、一九〇円	三二六月	円 一、二三六、八〇〇九二、七六〇円	三二七月	円 一、二四四、四〇〇九三、三三〇円	三二八月	円 一、二五一、〇〇〇九三、九〇〇円	三二九月	円 一、二五九、六〇〇九四、四七〇円	三二〇月	円 一、二六七、二〇〇九五、〇四〇円
三四五月	円 一、二六七、二〇〇九五、〇四〇円	三二〇月	円 一、二六七、二〇〇九五、〇四〇円	三二一月	円 一、二七四、九三〇九五、六二〇円	三二二月	円 一、二七四、九三〇九五、六二〇円	三二三月	円 一、二八、九〇〇九六、七八〇円	三二四月	円 一、二九〇、四〇〇九六、七八〇円
三四五月	円 一、二八、九〇〇九六、七八〇円	三二三月	円 一、二八、九〇〇九六、七八〇円	三二四月	円 一、二九八、二七〇九七、三七〇円	三二五月	円 一、三〇六、一三〇九七、九六〇円	三二六月	円 一、三一四、〇〇〇九八、五五〇円	三二七月	円 一、三三三、〇〇〇九九、七五〇円
三四五月	円 一、二九八、二七〇九七、三七〇円	三二六月	円 一、三〇六、一三〇九七、九六〇円	三二七月	円 一、三三三〇、〇〇〇九九、七五〇円	三二八月	円 一、三三八、〇〇〇一〇〇、三五〇円	三二九月	円 一、三三八、〇〇〇一〇〇、三五〇円	三二十月	円 一、三五四、二七〇一〇〇、九六〇円
三四五月	円 一、三三三〇、〇〇〇九九、七五〇円	三二九月	円 一、三三八、〇〇〇一〇〇、三五〇円	三二十月	円 一、三五四、二七〇一〇〇、九六〇円	三四一月	円 一、三六二、四〇〇一〇一、五七〇円	三四二月	円 一、三五四、二七〇一〇一、五七〇円	三四三月	円 一、三六二、四〇〇一〇一、五七〇円
三四五月	円 一、三六二、四〇〇一〇一、五七〇円	三四二月	円 一、三五四、二七〇一〇一、五七〇円	三四三月	円 一、三七〇、六七〇一〇一、八〇〇円	三四四月	円 一、三七八、九三〇一〇三、四二〇円	三四五月	円 一、三七八、一〇三、四二〇円	三四六月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円
三四五月	円 一、三七八、一〇三、四二〇円	三四六月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三六七月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三六八月	円 一、五六一、二二〇一二七、七七〇円	三六九月	円 一、五六一、二二〇一二七、七七〇円	三六十月	円 一、五六一、二二〇一二七、七七〇円
三四五月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三六九月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三六十月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三七八月	円 一、七九三、六〇〇一三四、五一〇円	三八八月	円 一、七九三、六〇〇一三四、五一〇円	三八九月	円 一、七九三、六〇〇一三四、五一〇円
三四五月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三六十月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三七八月	円 一、七九三、二〇〇一三三、七五〇円	三八八月	円 一、七九三、三三〇一三三、九九〇円	三八九月	円 一、七九三、六〇〇一三四、五一〇円	三九〇月	円 一、八〇三、八七〇一三五、二九〇円
三四五月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三六十一月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四一月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四二月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四三月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四四月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円
三四五月	円 一、五七九、四七〇一一八、四六〇円	三四一月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四二月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四三月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四四月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円	三四五月	円 一、九九七、七三〇一四九、八三〇円





一六七月	一六六月	一六五月	一六四月	一六三月	一六二月	一六一月	一五九月	一五八月	一五六月	一五四月	一五三月	一五二月	一五一月	一四九月	一四八月	一四七月	一四六月	一四五月	一四三月	一四二月	一四一月	一三九月	一三八月	一三七月	一三六月	一三五月	一三四月	一三三月	一三二月	一三〇月	一二九月	一二八月	一二七月	一二六月	一二五月	一四四六、五三〇円	一四四九、四七〇円	一八八、四九〇円
三九三、○七〇円	三八九、三三〇円	三八五、六〇〇円	三八一、八七〇円	三七八、一三〇円	三七四、四〇円	三七〇、六七〇円	三六七	三六三、四七〇円	三五九、八七〇円	三四九、四七〇円	三五六、二七〇円	三五四、六七〇円	三四一、八七〇円	三三八、二七〇円	三三一、六七〇円	三二四、〇七〇円	三一七、〇七〇円	三一三、六〇〇円	三一〇、一三〇円	三〇六、八〇〇円	三〇三、四七〇円	三〇〇、一三〇円	二九六、八〇〇円	二九〇、一三〇円	二八六、八〇〇円	二八三、四七〇円	二八〇、一三〇円	二七六、八〇〇円	二七三、四七〇円	二七〇、一三〇円	二六七、〇七〇円	二六四、一三〇円	二六一、二〇〇円	二五八、二七〇円	二五五、三三〇円	二四六、五三〇円	二四九、四七〇円	一八八、七一〇円
二九、四八〇円	二九、二〇〇円	二八、九二〇円	二八、六四〇円	二八、三六〇円	二八、〇八〇円	二七、八〇〇円	二七、九九〇円	二六、九九〇円	二六、一八〇円	二五、九一〇円	二五、六四〇円	二五、一〇〇円	二四、八三〇円	二四、三〇〇円	二四、〇四〇円	二四、八〇〇円	二四、五六〇円	二三、五二〇円	二三、五〇〇円	二三、〇一〇円	二二、二六〇円	二二、五〇〇円	二一、二六〇円	二一、〇一〇円	二一、七六〇円	二一、五二〇円	二一、二六〇円	二一、〇一〇円	二一、二六〇円	二一、〇一〇円	一九、八一〇円	一九、五九〇円	一九、三七〇円	一九、一五〇円	一八、九三〇円	一八、七一〇円	一八、四九〇円	
一九、五九〇円	一九、三七〇円	一九、一五〇円	一八、七一〇円	一八、四九〇円	一八、二六〇円	一八、〇一〇円	一七、八〇〇円	一七、九九〇円	一六、九九〇円	一六、一八〇円	一五、九一〇円	一五、六四〇円	一五、一〇〇円	一四、八三〇円	一四、三〇〇円	一四、〇四〇円	一四、八〇〇円	一四、五六〇円	一三、五二〇円	一三、五〇〇円	一三、〇一〇円	一三、二六〇円	一三、二〇〇円	一三、一〇〇円	一三、〇一〇円	一三、〇〇〇円	一二、二六〇円	一二、五〇〇円	一二、一〇〇円	一一、二六〇円	一一、七六〇円	一一、〇一〇円	一〇、五二〇円	一〇、三〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、〇一〇円	九、八一〇円	

一六八月	三九六、八〇〇円	二九、七六〇円
一六九月	四〇〇、六七〇円	三〇、〇五〇円
一七〇月	四〇四、五三〇円	三〇、三四〇円
一七一月	四〇八、四〇〇円	三〇、六三〇円
一七二月	四一二、二七〇円	三〇、九二〇円
一七三月	四一六、一三〇円	三一、二一〇円
一七四月	四二〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円
一七五月	四二三、八七〇円	三一、七九〇円
一七八月	四三五、四七〇円	三一、六六〇円
一七九月	四三九、三三〇円	三一、九五〇円
一八〇月	四四三、三三〇円	三三、二五〇円
一八二月	四五七、三三〇円	三三、五五〇円
一八三月	四五五、三三〇円	三四、一五〇円
一八一月	一八四月	三四、四五〇円
一八五月	四六三、三三〇円	三四、七五〇円
一八六月	四六七、三三〇円	三五、〇五〇円
一八七月	四七一、三三〇円	三五、三五〇円
一八八月	四七五、三三〇円	三五、六五〇円
一八九月	四七九、三三〇円	三五、九五〇円
一九〇月	四八三、三三〇円	三六、二五〇円
一九一月	四八七、三三〇円	三六、五五〇円
一九二月	四九一、三三〇円	三六、八五〇円
一九三月	四九五、三三〇円	三七、一五〇円
一九四月	四九九、三三〇円	三七、四五〇円
一九五月	五〇三、三三〇円	三八、七五〇円
一九六月	五〇七、四七〇円	三八、〇六〇円
一九七月	五一、六〇〇円	三八、三七〇円
一九八月	五一五、七三〇円	三八、六八〇円
一九九月	五一九、八七〇円	三九、九九〇円
二〇〇月	五二四、〇〇〇円	三九、三〇〇円
二〇一月	五二八、一三〇円	三九、六一〇円
二〇二月	五三二、二七〇円	三九、九二〇円
二〇三月	五三六、四〇〇円	三四〇円
二〇四月	五四〇、五三〇円	三四〇円
二〇五月	五四四、八〇〇円	三四〇円
二〇六月	五六七、六〇〇円	三四〇円
二〇七月	五六三、〇七〇円	三四〇円
二〇八月	五五七、八七〇円	三四〇円
二〇九月	五六六、一三〇円	三四〇円
二〇〇月	五七〇、四〇〇円	三四〇円
二一一月	五七〇、四〇〇円	三四〇円

二二二月	五七四、六七〇円	四三一、一〇〇円
二二三月	五七八、九三〇円	四三三、四二〇円
二二四月	五八三、二〇〇円	四三三、七四〇円
二二五月	五八七、七三〇円	四四、〇六〇円
二二六月	五九一、七三〇円	四五、三七〇円
二二七月	五六九、一三〇円	四五、七一〇円
二二八月	六〇〇、五三〇円	四五、〇四〇円
二二九月	六〇四、九三〇円	四五、三七〇円
二二十月	六〇九、三三〇円	四五、七〇〇円
二二十一月	六一三、七三〇円	四五、〇三〇円
二二十二月	六一八、一三〇円	四六、三六〇円
二二二三月	六二二、五三〇円	四六、六九〇円
二二二四月	六二六、九三〇円	四七、〇二〇円
二二二五月	六三一、三三〇円	四七、三五〇円
二二二六月	六三五、七三〇円	四七、六八〇円
二二二七月	六四〇、一三〇円	四八、〇一〇円
二二二八月	六四四、五三〇円	四八、三四〇円
二二二九月	六四九、〇七〇円	四八、六八〇円
二二二十月	六五三、六〇〇円	四九、〇二〇円
二二二十一月	六五八、一三〇円	四九、三六〇円
二二二二月	六六二、六七〇円	四九、七〇〇円
二二二三月	六六七、二〇〇円	五〇、〇四〇円
二二二四月	六七一、七三〇円	五〇、三八〇円
二二二五月	六七六、二七〇円	五一、七四〇円
二二二六月	六八九、八〇〇円	五一、〇六〇円
二二二七月	六八五、三三〇円	五一、四〇〇円
二二二八月	六八九、八七〇円	五一、七四〇円
二二二九月	六九四、四〇〇円	五一、〇八〇円
二二二〇月	六九八、九三〇円	五一、四二〇円
二二二一月	七〇三、六〇〇円	五一、七七〇円
二二二二月	七〇八、二七〇円	五一、一二〇円
二二二三月	七一二、九三〇円	五三、四七〇円
二二二四月	七一七、六〇〇円	五三、八二〇円
二二二五月	七二二、二七〇円	五四、一七〇円
二二二六月	七二六、九三〇円	五四、五二〇円
二二二七月	七三一、六〇〇円	五四、八七〇円
二二二八月	七三六、二七〇円	五四、二二〇円
二二二九月	七四〇、九三〇円	五四、五七〇円
二二二十月	七四五、六〇〇円	五六、九二〇円
二二二十一月	七五〇、二七〇円	五六、二七〇円
二二二二月	七五九、九三〇円	五六、六二〇円
二二二三月	七六四、七三〇円	五七、九八〇円
二二二四月	七六九、三三〇円	五七、三四〇円



三八七月	一、六四一、七三〇	一一三、一三〇円	四〇九月	一、八四二、九三〇	一三八、二二〇円
三八八月	一、六五〇、五三〇	一一三、七九〇円	四一〇月	一、八五二、九三〇	一三八、九七〇円
三八九月	一、六五九、三三〇	一二四、四五〇円	四一二月	一、八六二、九三〇	一三九、七二〇円
三九〇月	一、六六八、一三〇	一二五、一一〇円	四一一周	一、八七二、九三〇	一四〇、四七〇円
三九一周	一、六七六、九三〇	一二六、四三〇円	四一一周	一、八八二、九三〇	一四一、二三〇円
三九二月	一、六八五、七三〇	一二七、七五〇円	四一一周	一、八九二、九三〇	一四一、九七〇円
三九三月	一、六九四、五三〇	一二七、〇九〇円	四一一周	一、九〇一、九三〇	一四二、七二〇円
三九四月	一、七〇三、三三〇	一二七、七五〇円	四一一周	一、九一二、九三〇	一四三、四七〇円
三九五月	一、七一〇、一三〇	一二八、四一〇円	四一一周	一、九二二、九三〇	一四四、九七〇円
三九六月	一、七二〇、九三〇	一二九、〇七〇円	四一一周	一、九三一、九三〇	一四五、九七〇円
三九七月	一、七三〇、二七〇	一二九、七七〇円	四一一周	一、九四二、九三〇	一四五、七二〇円
三九八月	一、七三九、六〇〇	一二九、七七〇円	四一一周	一、九五二、九三〇	一四五、九七〇円
三九九月	一、七八四、九三〇	一二一、一七〇円	四一一周	一、九六三、六〇〇	一四五、七二〇円
四〇〇月	一、七八五、二七〇	一二一、八七〇円	四一一周	一、九七四、二七〇	一四五、七二〇円
四〇一月	一、七六七、六〇〇	一二一、五七〇円	四一一周	一、九八四、九三〇	一四五、八七〇円
四〇二月	一、七六六、九三〇	一二一、五七〇円	四一一周	一、九九五、六〇〇	一四五、八七〇円
四〇三月	一、七八六、二七〇	一三三、二七〇円	四一一周	一、九九六、二七〇	一四五、八七〇円
四〇四月	一、七八五、六〇〇	一三三、二七〇円	四一一周	一、一〇〇六、二七〇	一四五、八七〇円
四〇五月	一、八〇四、九三〇	一三五、三七〇円	四一一周	一、一〇六、九三〇	一五一、二七〇円
四〇六月	一、八一四、二七〇	一三六、〇七〇円	四一一周	一、一〇七、九三〇	一五一、八七〇円
四〇七月	一、八二三、六〇〇	一三六、七七〇円	四一一周	一、一〇九、九三〇	一五一、六七〇円
四〇八月	一、八三三、九三〇	一三七、四七〇円	四一一周	一、一〇九、九三〇	一五一、六七〇円
四三〇月	一、一〇九、七三〇	一五四、四八〇円	四三一月	二、〇七〇、五三〇	一五五、二九〇円
四三一月	二、〇九二、六七〇	一五七、八〇〇円	四三二月	二、〇八一、三三〇	一五六、九五〇円
四三二月	二、〇九二、六七〇	一五七、八〇〇円	四三三月	二、〇九二、六七〇	一五六、九五〇円
四三三月	二、一〇四、〇〇〇	一五七、八〇〇円	四三四月	二、一〇四、〇〇〇	一五六、九五〇円
四三五月	二、一〇六、四七〇	一五九、五二〇円	四三六月	二、一一五、四七〇	一五八、六六〇円
四三六月	二、一二六、九三〇	一五九、五二〇円	四三七月	二、一三八、四〇〇	一六〇、三八〇円
四三七月	二、一四九、八七〇	一六〇、三八〇円	四三八月	二、一四九、八七〇	一六一、二四〇円
四三九月	二、一六一、三三〇	一六一、二四〇円	四三九月	二、一六一、三三〇	一六二、一〇〇円
四四〇月	二、一七二、八〇〇	一六二、九六〇円	四四〇月	二、一七二、八〇〇	一六二、九六〇円
四四一周	二、一八四、二七〇	一六三、八二〇円	四四一周	二、一八四、二七〇	一六三、八二〇円
四四二月	二、一九五、七三〇	一六三、八二〇円	四五〇月	二、一九五、七三〇	一六四、六八〇円
四五〇月	二、一九六、三三〇	一六四、六八〇円	四五〇月	二、一九六、三三〇	一六四、六八〇円
四五一周	二、一九七、二七〇	一六五、五四〇円	四五一周	二、一九七、二七〇	一六五、五四〇円
四五二月	二、一九八、二七〇	一六六、四〇〇円	四五二月	二、一九八、二七〇	一六六、四〇〇円
四五三月	二、一九九五、六〇〇	一六七、三〇〇円	四五三月	二、一九九五、六〇〇	一六七、三〇〇円
四五四周	二、一〇一、九三〇	一六八、二〇〇円	四五四周	二、一〇一、九三〇	一六八、二〇〇円
四五五月	二、一〇二、九三〇	一六九、一一〇円	四五五月	二、一〇二、九三〇	一六九、一一〇円
四五六月	二、一〇三、九三〇	一六九、一一〇円	四五六月	二、一〇三、九三〇	一六九、一一〇円
四五七月	二、一〇四、九三〇	一七〇、〇二〇円	四五七月	二、一〇四、九三〇	一七〇、〇二〇円
四五八月	二、一〇五、九三〇	一七一、八四〇円	四五八月	二、一〇五、九三〇	一七一、八四〇円
四五九月	二、一〇六、九三〇	一七二、七五〇円	四五九月	二、一〇六、九三〇	一七二、七五〇円
四五一周	二、一〇七、九三〇	一七三、六六〇円	四五一周	二、一〇七、九三〇	一七三、六六〇円
四五二月	二、一〇八、九三〇	一七四、五九〇円	四五二月	二、一〇八、九三〇	一七四、五九〇円
四五三月	二、一〇九、九三〇	一七五、五九〇円	四五三月	二、一〇九、九三〇	一七五、五九〇円
四五四周	二、一〇九、九三〇	一七六、五九〇円	四五四周	二、一〇九、九三〇	一七六、五九〇円
四五五月	二、一〇九、九三〇	一七七、五九〇円	四五五月	二、一〇九、九三〇	一七七、五九〇円
四五六月	二、一〇九、九三〇	一七八、七〇〇円	四五六月	二、一〇九、九三〇	一七八、七〇〇円
四五七月	二、一〇九、九三〇	一八九、七〇〇円	四五七月	二、一〇九、九三〇	一八九、七〇〇円
四五八月	二、一〇九、九三〇	一九〇、七〇〇円	四五八月	二、一〇九、九三〇	一九〇、七〇〇円
四五九月	二、一〇九、九三〇	一九一、七〇〇円	四五九月	二、一〇九、九三〇	一九一、七〇〇円
四五一周	二、一〇九、九三〇	一九二、七〇〇円	四五一周	二、一〇九、九三〇	一九二、七〇〇円
四五二月	二、一〇九、九三〇	一九三、七〇〇円	四五二月	二、一〇九、九三〇	一九三、七〇〇円
四五三月	二、一〇九、九三〇	一九四、七〇〇円	四五三月	二、一〇九、九三〇	一九四、七〇〇円



七 三 月	一〇五、三五〇円	八、三四〇円
四 月	一〇七、三七〇円	八、五〇〇円
五 月	一〇九、三九〇円	八、六六〇円
六 月	一一、四一〇円	八、八二〇円
七 月	一一三、四三〇円	八、五〇〇円
八 月	一一五、四五〇円	六、五五〇円
九 月	一一七、六〇〇円	六、七四〇円
十 月	一一九、七五〇円	六、九三〇円
十一 月	一二一、八四〇円	六、一七〇円
十二 月	一二二、〇二〇円	一六、一七〇円
一 年	一二三、二〇〇円	一六、三六〇円
二 年	一二四、二五〇円	一六、二月
三 年	一二五、三〇〇円	二五、七二〇円
四 年	一二六、三〇〇円	二〇六月
五 年	一二七、三〇〇円	五〇四、六七〇円
六 年	一二八、四〇〇円	三八、一五〇円
七 年	一二九、五〇〇円	三九、四六〇円
八 年	一三〇、六〇〇円	三九、三九〇円
九 年	一三一、七〇〇円	三九、七〇〇円
十 年	一三二、八〇〇円	三九、八五〇円

一 年	一三三、七三〇円	一六、一七〇円
二 年	一三四、四〇〇円	一六、二月
三 年	一三五、三〇〇円	三四年、二七〇円
四 年	一三六、二〇〇円	二五、九七〇円
五 年	一三七、一〇〇円	二〇八月
六 年	一三八、〇〇〇円	五二一、〇七〇円
七 年	一三九、九〇〇円	三八、七八〇円
八 年	一三九、八〇〇円	三九、一五〇円
九 年	一三九、七〇〇円	三九、三九〇円
十 年	一三九、六〇〇円	三九、七〇〇円

一 年	一三九、六〇〇円	一六一月
二 年	一三九、五〇〇円	三四年、二七〇円
三 年	一三九、三〇〇円	二六、九七〇円
四 年	一三九、一〇〇円	二二、五月
五 年	一三九、〇〇〇円	五一、六、九三〇円
六 年	一三八、九〇〇円	五二、二〇〇円
七 年	一三八、八〇〇円	五二、一〇〇円
八 年	一三八、七〇〇円	五二、一〇〇円
九 年	一三八、六〇〇円	五二、一〇〇円
十 年	一三八、五〇〇円	五二、一〇〇円

一 年	一三八、五〇〇円	二〇五月
二 年	一三八、四〇〇円	五〇〇、六七〇円
三 年	一三八、三〇〇円	三七、五五〇円
四 年	一三八、二〇〇円	三七、五五〇円
五 年	一三八、一〇〇円	三七、五五〇円
六 年	一三七、九〇〇円	三八、一五〇円
七 年	一三七、八〇〇円	三八、一五〇円
八 年	一三七、七〇〇円	三八、一五〇円
九 年	一三七、六〇〇円	三八、一五〇円
十 年	一三七、五〇〇円	三八、一五〇円





四五二月	二、一七七、八七〇	一六三、三四〇円
四五三月	二、一八八、六七〇	一六四、一五〇円
四五四月	二、二一〇、四〇〇	一六五、七八〇円
四五五月	二、二二一、三三〇	一六六、六〇〇円
四五六月	二、二三一、二七〇	一六七、四二〇円
四五七月	二、二四三、三三〇	一六八、二五〇円
四五八月	二、二五四、四〇〇	一六九、〇八〇円
四五九月	二、二六五、六〇〇	一六九、九二〇円
四五十月	二、二七六、八〇〇	一七〇、七六〇円
四五十一月	二、二八八、一三〇	一七一、六一〇円
四五十二月	二、二九九、四七〇	一七二、四六〇円
四五十三月	二、三一〇、九三〇	一七三、三二〇円
四五十四月	二、三三三、五三〇	一七四、一九〇円
四五十五月	二、三三四、一三〇	一七五、〇六〇円
四五十六月	二、三四五、八七〇	一七五、九四〇円
四五十七月	二、三五七、六〇〇	一七六、八二〇円
四五十八月	二、三六九、四七〇	一七七、七一〇円
四五十九月	二、三八一、三三〇	一七九、五〇〇円
四五〇十月	二、三九三、三三〇	一八〇、四〇〇円
四五二十一月	二、四〇五、三三〇	一八〇、四〇〇円
四五二十二月	二、四一七、四七〇	一八一、三一〇円

四七三月	二、四二九、七三〇	一八二、一三〇円
四七四月	二、四四二、〇〇〇	一八三、一五〇円
四七五月	二、四五四、四〇〇	一八四、〇八〇円
四七六月	二、四六六、八〇〇	一八五、〇一〇円
四七七月	二、四七九、三三〇	一八六、九五〇円
四七八月	二、四九二、〇〇〇	一八六、九〇〇円
四七九月	二、五一七、四七〇	一八七、八五〇円
四七十月	二、五〇四、六七〇	一八八、八一〇円
四七十一月	二、五三〇、二七〇	一八九、七七〇円
四七十二月	二、五四三、二〇〇	一九〇、七四〇円
四七十三月	二、五六九、二七〇	一九一、七一〇円
四七十四月	二、五六九、二七〇	一九二、六九〇円
四七十五月	二、五九五、四七〇	一九三、六七〇円
四七十六月	二、五六九、二七〇	一九四、六六〇円
四七十七月	二、六〇八、六七〇	一九五、六五〇円
四七十八月	二、六三五、〇〇〇	一九六、六五〇円
四七十九月	二、六六二、五三〇	一九七、六六〇円
四七二〇月	二、六七六、一三〇	一九九、六九〇円
四七二十一月	二、六八九、八七〇	二〇〇、七一〇円
四七二十二月	二、七〇三、七三〇	二〇一、七八〇円

四九四月	二、七一七、六〇〇	二〇三、八二〇円
四九五月	二、七三一、六〇〇	二〇四、八七〇円
四九六月	二、七四五、六〇〇	二〇五、九二〇円
四九七月	二、七五九、七三〇	二〇六、九八〇円
四九八月	二、七七四、〇〇〇	二〇七、一〇〇円
四九九月	二、七八八、四〇〇	二〇八、〇五〇円
四九十月	二、八〇二、八〇〇	二〇九、一三〇円
四九十一月	二、八〇二、二一〇	二一〇、二一〇円
四九十二月	二、八一七、三三〇	二一一、三〇〇円
四九十三月	二、八二八、四〇〇	二一一、三〇〇円
四九十四月	二、八三七、〇〇〇	二一二、四〇〇円
四九十五月	二、八四六、六七〇	二二三、五〇〇円
四九十六月	二、八五七、二二〇	二二五、七三〇円
四九十七月	二、八六一、四七〇	二二六、八六〇円
四九十八月	二、八六一、四七〇	二二七、九九〇円
四九十九月	二、八九一、四七〇	二二八、八六〇円
四九二〇月	二、九〇六、五三〇	二二九、一三〇円
四九二十一月	二、九二一、七三〇	二三〇、二七〇円
四九二十二月	二、九三六、九三〇	二三一、七三〇円
四九二十三月	二、九四二、二七〇	二三二、五七〇円
四九二十四月	二、九五二、二七〇	二三三、七三〇円
四九二五月	二、九六七、六〇〇	二三四、八九〇円
四九二六月	二、九八三、〇七〇	二三五、〇七〇円
四九二七月	二、九九八、五三〇	二三六、〇七〇円
四九二八月	二、九九八、五三〇	二三七、〇七〇円

五一六月	三、〇二九、七三〇	一三七、一三〇円
五一五月	三、〇一四、一三〇	一三二、六六〇円
五一四月	三、〇一四、一三〇	一三三、五七〇円
五一三月	二、九八三、〇七〇	一三三、七三〇円
五一二月	二、九六七、六〇〇	一三三、七三〇円
五一一月	二、九五二、二七〇	一三三、七三〇円
五一〇月	二、九三六、九三〇	一三三、七三〇円
五一九月	二、九二一、七三〇	一三三、七三〇円
五一八月	二、九一〇、五三〇	一三三、七三〇円
五一七月	二、九〇六、五三〇	一三三、七三〇円
五一六月	二、八九一、四七〇	一三三、七三〇円
五一五月	二、八八一、四七〇	一三三、七三〇円
五一四月	二、八七一、四七〇	一三三、七三〇円
五一三月	二、八六一、四七〇	一三三、七三〇円
五一二月	二、八五〇、七九〇円	一三三、七三〇円
五一一月	二、八四九、五〇〇円	一三三、七三〇円
五一〇月	二、八三八、〇七〇	一三三、七三〇円
五一九月	二、八二七、六〇〇	一三三、七三〇円
五一八月	二、八一六、五〇〇円	一三三、七三〇円
五一七月	二、八〇五、七九〇円	一三三、七三〇円
五一六月	二、七九〇、七九〇円	一三三、七三〇円
五一五月	二、七八〇、七九〇円	一三三、七三〇円
五一四月	二、七七〇、七九〇円	一三三、七三〇円
五一三月	二、七六一、二〇〇	一三三、七三〇円
五一二月	二、七五八、二〇〇	一三三、七三〇円
五一一月	二、七五〇、二〇〇	一三三、七三〇円
五一〇月	二、七四〇、二〇〇	一三三、七三〇円
五一九月	二、七三〇、二〇〇	一三三、七三〇円
五一八月	二、七二〇、二〇〇	一三三、七三〇円
五一七月	二、七一〇、二〇〇	一三三、七三〇円
五一六月	二、七〇〇、二〇〇	一三三、七三〇円



(改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

**第五条** 新令第五条の規定は、中小企業退職金共済法第四十二条第一項の従業員（以下「従業員」という。）が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）

**第六条** 新令第六条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成一四年二月二一日政令第

四二三号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一四年九月四日政令第二九

一号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号）の施行の日（平成十四年十一月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一五年七月三〇日政令第三

四〇号）

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

#### 附 則（平成一五年九月四日政令第二九

一号）

（施行期日）

**第一条** この政令は、別表第五に係る特定業種を（以下「新令」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

**第三条** 施行日前に別表第五特定業種（この政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）別表第五に係る特定業種を（以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第五特定

業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第五特定業種掛金月額一号に規定する区分をいう。（以下同じ。）二

前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別

イ 平成十年一月一日以前別表第五特定業種区

分掛金納付月数（平成十年一月一日以前の日

に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数（別表第五特定業種に係る新令第十一条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数）を下回らない範囲内で当該算定した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）

イ 平成十年一月一日以前別表第五特定業種区

分掛金納付月数（平成十年一月一日以前の日

に規定する特定業種区分掛金納付月数から、当該施行日前別表第五特定業種区分掛

金納付月数を減じて得た額）

口 平成十年一月一日以前別表第五特定業種区

分掛金納付月数が三十六月以上である場

合 別表第五特定業種区分掛金納付月数に

施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月

数（施行日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。（以下同じ。）が

三十五月以下である場合 十円に特定業種

区分掛金納付月数を乗じて得た額）

口 平成十年一月一日以前別表第五特定業種区

分掛金納付月数が三十六月以上である場

合 別表第五特定業種区分掛金納付月数を

施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月

数（施行日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。（以下同じ。）に

対応する換算月数を加えた月数に応じ新令

別表第五の下欄に定める金額の百分の一の

金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

イ 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付

月数が四十二月以下である場合（平成十年

する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額

（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

一 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額

一号に規定する区分をいう。（以下同じ。）二

前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別

イ 平成九年七月一日以前別表第七特定業種区

分掛金納付月数（平成九年七月一日以前の日

に規定する特定業種区分掛金納付月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛

金納付月数を減じて得た額）

口 平成九年七月一日以前別表第七特定業種区

分掛金納付月数が三十六月以上である場

合 别表第七特定業種区分掛金納付月数に

施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月

数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。（以下同じ。）が

三十五月以下である場合 十円に特定業種

区分掛金納付月数を乗じて得た額）

口 平成九年七月一日以前別表第七特定業種区

分掛金納付月数が三十六月以上である場

合 别表第七特定業種区分掛金納付月数を

施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月

数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。（以下同じ。）に

対応する換算月数を加えた月数に応じ新令

別表第七の下欄に定める金額の百分の一の

金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

イ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付

月数が四十三月以上である場合（平成九年

当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第七特定業種に係る新令第十一条第一号に規定する区分をいう。（以下同じ。）二

前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別

イ 平成九年七月一日以前別表第七特定業種区

分掛金納付月数（平成九年七月一日以前の日

に規定する特定業種区分掛金納付月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛

金納付月数を減じて得た額）

口 平成九年七月一日以前別表第七特定業種区

分掛金納付月数が三十六月以上である場合

合 别表第七特定業種区分掛金納付月数に

施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月

数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。（以下同じ。）が

三十五月以下である場合 十円に特定業種

区分掛金納付月数を乗じて得た額）

口 平成九年七月一日以前別表第七特定業種区

分掛金納付月数が三十六月以上である場合

合 别表第七特定業種区分掛金納付月数を

施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月

数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。（以下同じ。）に

対応する換算月数を加えた月数に応じ新令

別表第七の下欄に定める金額の百分の一の

金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

イ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付

月数が四十三月以上である場合（平成九年

に規定する特定業種区分掛金納付月数を

減じて得た額）

口 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付

別表第七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める額の百分の一の金額その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額。

前項第一号口及び第二号口の換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

第一号口及び第二号口の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成十二年七月一日以前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成十二年七月一日以前の日除く）別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成十二年七月一日以前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く）。別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成十二年七月一日以前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合を除く）。別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十一月以下であり、かつ、平成九年七月一日以前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む）。別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百六十九号）附則第三条第二項に規定する換算月数をえた月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、「施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

前項第一号口及び第二号口の換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額。

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）

**第五条** 新令第十一條の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

**第六条** 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員（以下「従業員」という。）が施行日以後に改正特定業種（別表第五特定業種又は別表第七特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例によ

る。（被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課において処理する。

（被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者となつた場合は、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

**第七条** 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合は、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）

**第七条** 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合は、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）

**第七条** 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合は、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項の設立委員）一人  
四 学識経験のある者二人  
四 改正附則第二条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。  
四 改正附則第二条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

（改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

**第六条** 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員（以下「従業員」という。）が施行日以後に改正特定業種（別表第五特定業種又は別表第七特定業種をいう。第十条第一号に規定する区分をいいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に該別表第七特定業種に係る中小企業退職金共済法施行令（以下この条において「令」といいう。第十条第一号に規定する区分をいいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（勤労者退職金共済機構の解散の登記所に嘱託しなければならない。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（勤労者退職金共済機構の解散の登記所に嘱託しなければならない。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（勤労者退職金共済機構の解散の登記所に嘱託しなければならない。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（勤労者退職金共済機構の解散の登記所に嘱託しなければならない。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

る者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（勤労者退職金共済機構の解散の登記所に嘱託しなければならない。  
二 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額

（別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ）

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、「施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)

**第四条** 新令第十一条の規定は、甲特定業種による特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第七特  
定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共  
済法施行令の一部を改正する政令(平成十五  
年政令第三百四十四号)附則第四条第二項に規  
定する換算月数を加えた月数に応じ旧別表  
第七の下欄に定める金額の百分の一の金額  
(その額が、別表第七特定業種区分掛金納付  
月数について同条第四項の規定により算定し

3 第一項第一号口及び第二号口の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 平成十五年十月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成十五年十月一日前の日）に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。が四十二月以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。）別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の

七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)前項第一号口及び第二号口の換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛

**第二条** 別表第五特定業種（第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法施行令（次条において「旧例」という。）別表第五に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十二号。以下「中退法」という。）第二条第四項に規定する特定業種をいう。次条において同じ。）に係る中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約の同条第七項に規定する被共済者（次条において「別表第五特定業種被共済者」という。）であつた者であつて、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附 則（平成二八年三月二五日政令第七）  
（施行期日）  
八号抄  
**第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
（特定業種退職金共済契約の退職金に関する経

(退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置)

**第六条** 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお前項の例による。

約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(別表第七特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

**第五条** 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員(以下この条において「従業員」という。)が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例に

十五月以下である場合　十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額  
 又は（2）に定める額のいずれか多い額

（1）別表第五特定業種区分掛金納付月数に  
 平成十五年十月一日前別表第五特定業種  
 区分掛金納付月数（平成十五年十月一日  
 前の日に係る別表第五特定業種区分掛金  
 納付月数をいう。以下この条において同じ。）に対応する換算月数を加えた月数  
 に応じ新令別表第六の下欄に定める金額

のイ又はロにより掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額)を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)

イ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前の日)に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。)が三

給事由が生じたものに係る退職金の額について  
は、なお従前の例による。

**第三条** 施行日前に別表第五特定業種被共済者で  
あつた日（退職金の支給を受けた場合における  
当該退職金の額の算定の基礎）となつた日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事  
由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号  
に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十  
三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の  
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 別表第五特定業種掛金月額  
区分（別表第五特定業種に係る第一条の規定  
による改正後の中小企業退職金共済法施行令  
(以下「新令」という) 第十一条第一項第一

付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)  
前項第一号口 (1) 及び第三号口 (1) の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)  
付月数に応じ、旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)  
付月数に応じ、旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

(2) 平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種

（1）別表第五特定業種区分掛金納付月数に  
　　口　イに掲げる場合以外の場合 次の（1）  
　　又は（2）に定める額のいずれか多い額  
　　金額の百分の一の金額  
　　イ 平成十五年十月一日前別表第五特定業種  
　　区分掛金納付月数が四十二月以下である場  
　　合（平成十年一月一日前別表第五特定業種  
　　区分掛金納付月数が三十六月以上である場  
　　合を除く。）別表第五特定業種区分掛金納  
　　付月数に応じ新令別表第六の下欄に定める  
　　円未満の端数があるときは、これを一円に切  
　　り上げた額）

(2) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に  
当該算定した額)  
別表第五特定業種区分掛金納付月数に  
平成十五年十月一日前別表第五特定業種  
区分掛金納付月数に対応する換算月数を  
加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に  
定める金額の百分の一の金額(その額が  
従前の算定方法により算定した額を超え  
るときは、当該算定した額)  
三四十三月以上 区分退職金額(別表第五特  
定業種掛金月額区分ごとに 次のイ又はロに  
掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロによ  
り定まる額)を合算して得た額(その額に一

額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も新しい金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

三 前項の規定は、第一項第二号口（2）及び第三号口（2）の換算月数について準用する。この場合において、前項中「新令別表第六」とあるのは、「旧令別表第五」と読み替えるものとする。

四 第一項第二号口及び第三号口の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百四十号）による改正前の中小企業退職金共済法施行令（次号において「平成十二年令」という。）別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十六月以上 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百二十七号）附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ平成十二年令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

前項の規定は、第二項（第三項において準用する場合を含む。）の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、「平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第四条 新令第十二条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退

職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

第五条 新令第十三条の規定は、中退法第五十三條の従業員が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、当該従業員が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第六条 新令第十四条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合における掛金納付月数に係る金額等に関する経過措置）

第七条 新令第十五条の規定は、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（施行期日）

二 二九二号（平成二九年一月二七日政令第二九二号）

1 （この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。）

（厚生労働省令への委任）

二 この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則（令和二年一二月二三日政令第二九二号）

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年五月六日政令第一五二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。（退職金に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

（退職金に関する経過措置）

第三条 施行日前に別表第六特定業種（中小企業退職金共済契約の被共済者であつた日のある者について、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人による改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者があつた日（既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となるた場合を除く。以下この条において同じ。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）の額に、以下のとおり改定する。

（退職金に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

（退職金に関する経過措置）

第三条 施行日前に別表第六特定業種（中小企業退職金共済契約の被共済者であつた日のある者について、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人による改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）の額に、以下のとおり改定する。

定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令（以下「旧令」という。）別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であつた日のある者について、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人による改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）の額に、以下のとおり改定する。

（退職金に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

（退職金に関する経過措置）

第三条 施行日前に別表第八特定業種（中小企業退職金共済契約の被共済者であつた日のある者について、別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人による改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第八に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）の額に、以下のとおり改定する。

（退職金に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

（退職金に関する経過措置）

第三条 施行日前に別表第八特定業種（中小企業退職金共済契約の被共済者であつた日のある者について、別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人による改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第八に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）の額に、以下のとおり改定する。

（退職金に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

（退職金に関する経過措置）

第三条 施行日前に別表第六特定業種（中小企業退職金共済契約の被共済者であつた日のある者について、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人による改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）に係る特定業種をいう。以下この条における額について同じ。）の額に、以下のとおり改定する。

（退職金に関する経過措置）

の端数があるときは、これを一円に切り上げた額とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第八特  
数(施行日前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月  
分掛金納付月数(別表第八特定業種に係る特  
定業種区分掛金納付月数をいう。以下この項  
において同じ。)をいう。以下この条において  
同じ。)が四十二月以下であり、かつ、平  
成九年七月一日前の日に係る別表第八特定業  
種区分掛金納付月数が三十五月以下である場  
合 別表第八特定業種区分掛金納付月数に応  
じ新令別表第八の下欄に定める金額の百分の  
一の金額

同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者について適用し、施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの(以下この条において「施行日前業種間移動者」という。)については、なお従前の例による。

施行日前業種間移動者のうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、新令第十三条第三項の規定にかかる

つて、施行日以後に支給事由が生じたもの（以下この条において「施行日前制度間移動者」という。）については、なお従前の例による。

施行日前制度間移動者のうち、法第五十五条第一項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、令第十五条第三項の規定にかかるわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該旅行日前制度間移動者の特定業種掛金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に定め

月数	四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて 得た金額
四三月		四三、〇一〇円
四四月		四五、〇三〇円
四五月		四五、〇六〇円
五六月	一、〇四〇円を前月金額（当 該月数から一減じた月数）にお ける金額をいう。以下同じ。）	四五、〇九〇円
四七月から四九月 まで		

第五条 新令別表第九及び別表第十一の規定は、

前項第二号の換算月数は、別表第八特定業種区分掛金額区分ごとに新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日以前に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であつた日のある者については、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ平成二十七年令附則第三条第一項第一号ロ又は第二号イ若しくはロに定める額）を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じ新令別表第八の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3  
に相当する月数（新令第十三条第三項第一号）  
又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ  
それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率  
施行日前業種間移動者のうち、法第四十六条  
第二項に規定する残余の額を有するものに係る  
令第十三条第四項及び第五項の規定の適用につ  
いては、これらの規定中「計算後残余額」とあ  
るのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部  
を改正する政令（令和三年政令第百五十一号）  
附則第五条第一項に規定する元利合計額」とす  
る。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金  
共済契約の被共済者となつた場合における特定  
業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する  
経過措置）

**第六条** 新令別表第九及び別表第十一の規定は、  
施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特  
定業種退職金共済契約（令別表第七に係る特定  
業種に係るもの）を除く。（以下この項において同  
じ。）の被共済者となつた者について適用し、

別表第一（第一条、第十二条関係）		月数	金額
月	年		
一一月	二二〇〇年	一一月以下の月数	○円
一一月	二一九〇年	一二月	三、六〇〇円
一一月	二一八〇年	一三月	四、二〇〇円
一一月	二一七〇年	三四月	四、八〇〇円
一一月	二一六〇年	一五月	五、四〇〇円
一一月	二一五〇年	一六月	六、〇〇〇円
一一月	二一四〇年	一七月	七、四〇〇円
一一月	二一三〇年	一八月	八、二〇〇円
一一月	二一二〇年	一九月	九、〇〇〇円
一一月	二一一〇年	二〇月	九、九〇〇円

九月まで	一一〇円を前月金額に加算した金額
一二〇月	一二六、五六〇円
一二一月から一二一	一二一〇円を前月金額に加算した金額
九月まで	一一〇円を前月金額に加算した金額
一三〇月から一三一	一一二〇円を前月金額に加算した金額
四月まで	一一三〇円を前月金額に加算した金額
一三五月から一四一	一一三〇円を前月金額に加算した金額
四月まで	一一四〇円を前月金額に加算した金額
一四五五月から一五一	一一四〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	一一五〇円を前月金額に加算した金額
一五二月から一六一	一一五〇円を前月金額に加算した金額
〇月まで	一一五〇円を前月金額に加算した金額
一六一月から一七一	一一六〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	一一七〇円を前月金額に加算した金額
一七九月及び一八〇月	一一七〇円を前月金額に加算した金額
一八一月から一八六月まで	一一六〇円を前月金額に加算した金額

**第六条** 新令別表第九及び別表第十一の規定は、

別表第一 (第一条、第十二 条関係)	月数	一一一月以下の月数	金額
一八月	一	一二月	〇円
一七月	一	一三月	三、六〇〇円
一六月	一	一四月	四、二〇〇円
一五月	一	一五月	四、八〇〇円
一四月	一	一六月	五、四〇〇円
一三月	一	一七月	六、〇〇〇円
一二月	一	一八月	七、四〇〇円

月数	一月以下の月数	金額
二 〇 月	一 九 月	一 八 月
九、 九〇〇円	九、 〇〇〇円	八、 二〇〇円
六、 七〇〇円	七、 四〇〇円	五、 四〇〇円
四、 二〇〇円	一 六 月	一 五 月
三、 六〇〇円	一 七 月	一 四 月
二、 二〇〇円	一 八 月	一 三 月
一、 二〇〇円	一 九 月	一 二 月

一月まで	一三五月から一四〇円を前月金額に加算した金額
二月まで	一四五五月から一五〇円を前月金額に加算した金額
三月まで	一五二月から一六〇円を前月金額に加算した金額
四月まで	一六一月から一七〇円を前月金額に加算した金額
五月まで	一七九月及び一八〇円を前月金額に加算した金額
六月まで	一八一月から一八〇円を前月金額に加算した金額

二月まで	一八七月から一九	一、一七八〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	二二九月から二三	一、一八〇円を前月金額に加算した金額
二〇二月から二二	一、一九〇円を前月金額に加算した金額	
〇月まで	二二〇月から二一	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	二二一月から二二	一、二一〇円を前月金額に加算した金額
九月まで	二二〇月から二二	一、二一〇円を前月金額に加算した金額
二三九月から二四	一、二三〇円を前月金額に加算した金額	
八月まで	二四九月から二五	一、二四〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	二五九月から二六	一、二五〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	二六九月から二七	一、二六〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	二七九月から二八	一、二七〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	二八九月から二九	一、二八〇円を前月金額に加算した金額
八月まで	二九九月から三〇	一、二九〇円を前月金額に加算した金額
七月まで	三〇八月から三一	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
六月まで	三一七月から三二	一、三一〇円を前月金額に加算した金額
五月まで	三二六月から三三	一、三二〇円を前月金額に加算した金額
四月まで	三三五月から三四	一、三三〇円を前月金額に加算した金額
三月まで	三四四月から三五	一、三四〇円を前月金額に加算した金額
二月まで	三五三月から三六	一、三五〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	三六二月から三七	一、三六〇円を前月金額に加算した金額
〇月まで	三七一月から三七	一、三七〇円を前月金額に加算した金額
九月まで	三八〇月から三八	一、三八〇円を前月金額に加算した金額

三八九月から三九	一、三九〇円を前月金額に加算した金額
三九七月から四〇	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
四〇六月から四一	一、四一〇円を前月金額に加算した金額
四二四月から四三	一、四二〇円を前月金額に加算した金額
四三五月から四四	一、四四〇円を前月金額に加算した金額
四三三月から四五	一、四五〇円を前月金額に加算した金額
四四二月から四五	一、四五〇円を前月金額に加算した金額
四五六月から四六	一、四六〇円を前月金額に加算した金額
四六二月から四七	一、四七〇円を前月金額に加算した金額
四七二月から四八	一、四八〇円を前月金額に加算した金額
四八二月から四九	一、四九〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
四九二月から五一	一、五一〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	一、五二〇円を前月金額に加算した金額
五〇二月から五一	一、五三〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	一、五四〇円を前月金額に加算した金額
五三二月から五四	一、五五〇円を前月金額に加算した金額
一月まで	一、五六〇円を前月金額に加算した金額
五六二月から五六	一、五六〇円を前月金額に加算した金額
三月まで	当該月数から二減じた月数における増加額に一〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額
二年	一・〇一
三年	一・〇三

別表第四（第六条関係）												別表第五（第九条、第十条、第十六条関係）																	
一〇年			九年			八年			七年			六年			五年			四年											
二・一六			一・九三			一・七一			一・四九			一・二七			一・〇五			一・〇四											
月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率	月数	率						
一五月		一四月		一三月		一二月		一月		九月		八月		七月		六月		五月		四月		三月		二月		一月			
一六、一三〇円		一五、〇四〇円		一三、九六〇円		一二、八九〇円		一一、七八〇円		一〇、六四〇円		九、五二〇円		八、四一〇円		七、三一〇円		六、二三〇円		五、一六〇円		四、一一〇円		三〇六〇円		二、〇三〇円		一、〇一〇円	

六月	一七月	一八月	一八、三二〇円
の月数をそれぞれ	から一二月まで	一九月に一月	一二九月に一月
数	数	数	数
の月数をそれぞれ	から一二月まで	一二月まで	一二月まで
の月数をそれぞれ	から一二月まで	一二月まで	一二月まで
一、一二〇円を加えて得た額	当該加えた月数の一月につき	一、一一〇円を加えて得た額	一二六、二二〇円に、上欄で一





数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき	数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき	
二一五月に一月か 二三九三、二八〇円に、上欄で二 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	一、二五〇円を加えて得た額 一、二六〇円を加えて得た額 一、二七〇円を加えて得た額 一、二九〇円を加えて得た額 一、三三〇円を加えて得た額 一、三四〇円を加えて得た額 一、三五〇円を加えて得た額 一、三六〇円を加えて得た額 一、三七〇円を加えて得た額 一、三八〇円を加えて得た額 一、三九〇円を加えて得た額	二二七月に一月か 二六八、四〇〇円に、上欄で二 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、二六〇円を加えて得た額 一、二七〇円を加えて得た額 一、二九〇円を加えて得た額 一、三一〇円を加えて得た額 一、三三〇円を加えて得た額 一、三四〇円を加えて得た額 一、三五〇円を加えて得た額 一、三六〇円を加えて得た額 一、三七〇円を加えて得た額 一、三八〇円を加えて得た額 一、三九〇円を加えて得た額	数をそれぞれ加え て得た月数
二三九月に一月か 二八三、六八〇円に、上欄で二 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	二三九月に一月か 二八三、六八〇円に、上欄で二 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、二七〇円を加えて得た額 一、二九〇円を加えて得た額 一、三一〇円を加えて得た額 一、三三〇円を加えて得た額 一、三四〇円を加えて得た額 一、三五〇円を加えて得た額 一、三六〇円を加えて得た額 一、三七〇円を加えて得た額 一、三八〇円を加えて得た額 一、三九〇円を加えて得た額	数をそれぞれ加え て得た月数	
三三五月に一月か 三三九五、七〇〇円に、上欄で三 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	三三五月に一月か 三三九五、七〇〇円に、上欄で三 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、三三〇円を加えて得た額 一、三四〇円を加えて得た額 一、三五〇円を加えて得た額 一、三六〇円を加えて得た額 一、三七〇円を加えて得た額 一、三八〇円を加えて得た額 一、三九〇円を加えて得た額	数をそれぞれ加え て得た月数	
三三五月に一月か 三四一二、三七〇円に、上欄で三 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	三三五月に一月か 三四一二、三七〇円に、上欄で三 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、三三〇円を加えて得た額 一、三四〇円を加えて得た額 一、三五〇円を加えて得た額 一、三六〇円を加えて得た額 一、三七〇円を加えて得た額 一、三八〇円を加えて得た額 一、三九〇円を加えて得た額	数をそれぞれ加え て得た月数	
四一六七月に一月か 五六九九、七二〇円に、上欄で四 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	四一六七月に一月か 五六九九、七二〇円に、上欄で四 ら一二月までの月 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、三三〇円を加えて得た額 一、三四〇円を加えて得た額 一、三五〇円を加えて得た額 一、三六〇円を加えて得た額 一、三七〇円を加えて得た額 一、三八〇円を加えて得た額 一、三九〇円を加えて得た額	数をそれぞれ加え て得た月数	
五九月に一月から 六九、六三〇円に、上欄で五九 月に加えた月数に応じて、当該	五九月に一月から 六九、六三〇円に、上欄で五九 月に加えた月数に応じて、当該	別表第十（第十三条－第十五条関係）	数をそれぞれ加え て得た月数	

数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、四四〇円を加えて得た額
二〇三月に一月か 二六四、一六〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	二六四、一六〇円に、上欄で二 三三五月に一月か 四八一、六二〇円に、上欄で三 ら一二月までの月
二一五月に一月か 二八一、八二〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	二八一、八二〇円に、上欄で二 三四七月に一月か 五〇四、一二〇円に、上欄で三 ら一二月までの月
二二七月に一月か 二九九、八八〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	二九九、八八〇円に、上欄で二 三五九月に一月か 五二七、一二〇円に、上欄で三 ら一二月までの月
二三九月に一月か 三一八、三二〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	三一八、三二〇円に、上欄で二 三六九月に一月か 三三七、一四〇円に、上欄で二 ら一二月までの月
二五一月に一月か 三三七、一四〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	三三七、一四〇円に、上欄で二 三七九月に一月か 三五六、三八〇円に、上欄で二 ら一二月までの月
二六三月に一月か 三五六、三八〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	三五六、三八〇円に、上欄で二 三八九月に一月か 五七四、六〇〇円に、上欄で三 ら一二月までの月
二七五月に一月か 三七六、一一〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	三七六、一一〇円に、上欄で二 三九五月に一月か 五九八、八四〇円に、上欄で三 ら一二月までの月
二八七月に一月か 三九六、二四〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	三九六、二四〇円に、上欄で二 四〇七月に一月か 六一九、一〇〇円に、上欄で一 ら一二月までの月
二九九月に一月か 四六、八三〇円に、上欄で二 ら一二月までの月	四六、八三〇円に、上欄で二 四一九月に一月か 六四八、三八〇円に、上欄で四 ら一二月までの月
二九九月に一月か 四九、九〇〇円に、上欄で三 ら一二月までの月	四九、九〇〇円に、上欄で三 四三三月に一月か 六七二、九四〇円に、上欄で四 ら一二月までの月
二九九月に一月か 四九、九〇〇円に、上欄で三 ら一二月までの月	四九、九〇〇円に、上欄で三 四三三月に一月か 六九七、七六〇円に、上欄で四 ら一二月までの月
二九九月に一月か 四五九、五五〇円に、上欄で三 ら一二月までの月	四五九、五五〇円に、上欄で三 四四五三月に一月か 七二三、〇九〇円に、上欄で四 ら一二月までの月
二九九月に一月か 四五九、五五〇円に、上欄で三 ら一二月までの月	四五九、五五〇円に、上欄で三 四六七月に一月から 五〇〇、四一〇円に、上欄で四 ら一二月までの月
二九九月に一月か 四五九、五五〇円に、上欄で三 ら一二月までの月	四五九、五五〇円に、上欄で三 四七七月に一月から 五〇〇、四一〇円に、上欄で四 ら一二月までの月

数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき
一、〇五〇円を加えて得た額	一、〇五〇円を加えて得た額
二〇三月に一月か二四、七六〇円に、上欄で二 ら一二月までの月〇三月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二〇三月に一月か二四、七六〇円に、上欄で二 ら一二月までの月〇三月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二一五月に一月か二三七、四一〇円に、上欄で二 ら一二月までの月一五月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二一五月に一月か二三七、四一〇円に、上欄で二 ら一二月までの月一五月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二二七月に一月か二四〇、〇六〇円に、上欄で二 ら一二月までの月二七月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二二七月に一月か二四〇、〇六〇円に、上欄で二 ら一二月までの月二七月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二三九月に一月か二五二、七二〇円に、上欄で二 ら一二月までの月三九月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二三九月に一月か二五二、七二〇円に、上欄で二 ら一二月までの月三九月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二五一月に一月か二六五、三七〇円に、上欄で二 ら一二月までの月五一月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二五一月に一月か二六五、三七〇円に、上欄で二 ら一二月までの月五一月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二六三月に一月か二七八、〇〇〇円に、上欄で二 ら一二月までの月六三月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二六三月に一月か二七八、〇〇〇円に、上欄で二 ら一二月までの月六三月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二七五月に一月か二九〇、六二〇円に、上欄で二 ら一二月までの月七五月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二八七月に一月か三〇三、一二〇円に、上欄で二 ら一二月までの月八七月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
二九九月に一月か三一五、八〇〇円に、上欄で二 ら一二月までの月九九月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
三一九月に一月か三三八、三九〇円に、上欄で二 ら一二月までの月一二月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額
三一九月に一月か三三八、三九〇円に、上欄で二 ら一二月までの月一二月に加えた月数に応じて、 数をそれぞれ加え て得た月数	当該加えた月数の一月につき 一、〇五〇円を加えて得た額

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し退職金共済契約の効力が生じた日における掛

P A× $\frac{P}{1000} + B$  備考 A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものと  
する。各月数に対応する別表第五の下欄に定める

#### 付録第一（第九条関係）

金額	$A \times \frac{P}{1000} + B$	備考	
		A	B
A	$A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12}$	各月数に対応する別表第五の下欄に定める	が生じた日に当該被共済者が退職したものとみなされた場合に法第十一条第二項第三号の規定により算定される金額
P	$A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12} + B$	各月数に対応する別表第五の下欄に定める	付録第二（第十条関係）

二 A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものと  
する。各月数に対応する別表第五の下欄に定める

に一円未満の端数が生じたときは、これを一円  
に切り上げるものとする。

付録第三（第十六条関係）

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛  
金月額

B 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月  
から各月数のうちAの算定に用いた月数分遡つた  
月において同日に応当する日（その日に応当する  
日がない月においては、その月の末日。以下「み  
なし加入日」という。）に退職金共済契約の効力  
が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退  
職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月  
までの各月分の掛金がPに相当する額の掛け金月額  
により納付され、かつ、当該退職金共済契約の効  
力が生じた日に被共済者が退職したものとみなし  
た場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算  
定される金額（みなし加入日が平成三年四月一日  
前の日である場合においては、同号ロ中「月数と  
なる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年  
四月以後の月に限る。）として算定される金額）